

終戦前後十年の回顧

大濱 信 泉

目 次

- まえがき
- 一、戦争と大學の變貌
- 二、戦後の學制改革と新制學部の發足
- 三、新制大學院の開設
- 四、教授の陣容
- 五、學界の民主化と法學部教授の活躍
- 六、早稻田法學・法學會誌その他

ま え が き

早稻田大學は、今年十月二十一日をもつて創立七十周年を迎える。そこで早稻田大學法學會においても、その記念のために特輯號を刊行することになった。歴史にちなんだ記念特輯號としては、前にも二回の例がある。昭和七年の「創立五十周年記念號」(第十三卷)と昭和十六年の「皇紀二千六百年記念論文

集」(第二十卷)が、それである。

竹が細い管でありながらあのように強靱なのは、適當な間隔をおいて節があるからである。人の世の周期的な記念行事も、また歴史の節づけというべきものであり、歩み交たりし跡を顧み、それを土臺にさらに將來の發展を許するところにその意味があるであろう。そこで前二回の記念號においても、それぞれ回顧録が掲載された。五十周年記念號には、當時の法學部長寺尾元彦教授が筆をとられたが、早稻田法學としては最初の記念號であつたので、いきおいそれは早稲甲大學の創立當初にまで遡る五十年の歴史の回顧であつた。第二回目の二千六百年記念號は、その後十年を経過したときのことであつたので「最近法科十ヶ年の回顧」と題して、當時法學部の教務主任であつた中村宗雄教授によつて書かれた。それからさらに十年の時が流れたが、今回は、わたくしが書く番になつた。それは、終戦後の混亂と學制の革命的變革の時代に、たまたま法學部長の地位

にあつたという縁によるものである。

その後の十年といえば、終戦の前後にまたがるが、この十年こそは、日本の歴史がその根柢からゆすぶられたまことに運命的な十年であり、大學もまたその渦巻のそとにあるわけにいかない。大學制度の上に最も深刻な影響を及ぼした戦時措置としては、在學年限の短縮すなわち繰上卒業、軍事教練の強化、學生收容定員の削減、文教政策における法・文・經偏重主義より理・工中心主義への移行等をあげるべきであろう。いま想い出してもぞつとすることばかりであるが、とにかくこれだけの項目をならべただけでも、戦時中の大學の姿がほぼ推測できよう。

敗戦の結果、日本の歴史は新しい原理をもつて再出發することになり、教育の諸制度もこの線に沿うて根本的に改革された。従來教育の準則といえは、勅令と勅語に基礎をおいたが、教育基本法の制定によつて民主主義の基礎の上に教育の理念と目標が確立され、また學校教育法によつて學校の新體系が樹立された。そこで學園内における變革としても、この新制度による學制改革すなわち新制學部への切替と新制大學院の設置を取上げるべきであろう。なお教育及び學界の民主化の線に大きく浮び上つた出來事として、記録に留めておかなければならないことは、各種の學會及び日本學術會議におけるわが法學部教授

の進出と活躍のことであろう。

一、戦争と大學の變貌

昭和十六年十二月八日は、日本が民族の運命を賭して無謀にも太平洋戦争を開始した日であるが、當初は緒戦の戦果に酔い、大學も暫くの間は直接の影響を感じなかつた。しかし大學及び専門學校に學ぶ學生は、その年齢からいつても素質からみても、軍の要員または生産要員として最も有力な戦力である。そこで戦線の擴大と戦闘の激化に伴い、そのままに放置されるはずがなく、直接戦争目的に利用するために、三つの方策が講じられた。第一は、存學年限の短縮がそれであるが、昭和十六年十月一六日の勅令（第九二四號）により、大學學部等の存學年限は、當分の間六月以内短縮しうるものと定められ、この勅令に基いて文部大臣は省令をもつて昭和十六年度においては三月、十七年以降は六月これを短縮することにした。早稻田大學においても、これに準據して學部、専門部及び専門學校の卒業期を繰上げ、それぞれ十二月または九月に卒業式を施行したことはいうまでもない。

第二の方策は、學生の勤勞動員である。この点についても國家總動員法に基く勅令及び文部省令があるが、學生の勤勞動員が組織的に行われたのは、昭和十八年以降のことである。當初は學生の勤勞は、主として農村の手傳に向けられたが、後には

軍需工場に集中され、さらに空襲に對する防衛隊としても活用された。法學部の學生は北海道の農村に、あるいは昭和電工株式の川崎工場、東京計器の住吉工場等に、専門部法律科の學生は群馬、埼玉方面の農村に、あるいは日本鋼管の鶴見造船所、日本燃火機川崎工場、長野縣岩村田のデーゼル工業の地下工場の建設等に分散して勤務に従事した。勤勞動員中は、毎週二、三回あるいは學校においてあるいは動員先において、各教授が勤勞の監督かたわら交替してつとめて講義を實施したが、大學教育の機能はほとんど停止の状態にあつたといつても過言でない。當時の學生にとつてはまことに氣の毒であつたが、また日本の文化のためにも空白時代というほかはない。

學生の戦力への轉用策の第三は、在學徵集延期間の短縮、廢止、徵兵年齡低下等の一連の措置である。従前は大學學部の在學者に對しては二十五歳まで徵集延期の特典が與えられていたが、昭和十六年これを二十三歳までに繰上げられ、他面徵集の範圍が第一乙種から第二乙種へとだんだん擴大されるに及んで多くの學生が學業半ばにして兵役に服しなければならぬようになつた。この影響が學生の年齢の關係上、専門部よりも學部において大きかつたことはいうまでもない。ところでこの徵集延期の特典も遂に昭和十八年にいたつて廢止され、同時に徵兵年齢も二十年から十八年に引下げられた結果、一部の病弱者を除いてほとんどすべての學生が直ちに兵役に服することになつ

た。これが昭和十八年十月のいわゆる學徒總出陣の非常措置である。本大學においても、安部球場に全學生を集めて壯行會を催したが、盛大というよりはむしろ悲壯といふべきものであつた。この學徒出陣の後、どの位の學生があとに残つたかは、震災により關係書類を燒失したのでつまびらかでない。しかし昭和十九年九月と翌二十年九月における法學部卒業生の數を比較することによつて、その一斑をうかがうことができよう。十九年九月の卒業生は二六三人であるに反して、二〇年九月はわずかに三二人にすぎない。一九年九月に二六三人という多數の卒業生を出したのは、最高學年の在籍者で出陣中のものに對しては、自動的に卒業の措置がとられたからである。

學生數の激減は、大學財政にも大きく響く上に、ほとんど正規の授業を行うことも不可能になつたので、大學においても緊縮方針を斷行し、政・法・文・商の事務所を統合するほか、職員數の削減、外來講師の辭退等の措置が講ぜられた。なおこの關連において看過してはならないことは、國の方針としていわゆる理主文従の文教政策が提唱されたことである。學問の分野を文・理の二大系統に分けた場合、學生の分布は、大體文科系の七に對して理科系三の割合であつたといふ。これを逆の比率にしようとするのが、當時提唱された新文教政策であつた。その具體化の方途として、文科系學部の學生定員は一學年四十名とされたほか、大學の整理統合が唱えられた。私立大學の中で

本大學と慶應義塾大學とはこれを存置し、學生數の減少に伴う収入減に對しては國費をもつてこれを補ふとのことであつた。

この政策が私學に六衝撃を與へたことはいうまでもないが、幸にしてこの無謀な計画は、敗戦によつて強行を阻まれた。

二、學制改革と新制學部の發足

終戦後の變革中記録にとどめておかなければならないことは、なんといつても學校體系の新制度への切替であらう。從來早稲田大學には、大學豫科令による第一、第二高等學院、大學令による政・法・文・商・理工の五學部、專門學校令による專門部三科（政・法・商）、高等師範部（四年制）及び早稲田專門學校三科（政・法・商）のほか、各種學校の部類に屬する高等工學校及工手學校等があつて、學校集團の觀があつた。ところで學校教育法は、正規の學校を小學校六年、中學校三年、高等學校三年、大學學部四年のいわゆる六・三・三・四の體系に改めることにした。そこで本大學においても、この新制度の切替の具體策を樹立するため、全學的の教育制度改革委員會を設けるほか、各學部においても、これと並行してそれぞれ小委員會を設けて當該學部の具體案を作成した。その結果、新制の高等學校は、昭和二十三年四月から、新制學部は、昭和二十四年四月から發足することに決定された。なお學部については、全日制すなわち晝間授業の部は第一學部、定時制の夜間授業の部は第二

學部と呼ぶこととし、第一學部としては、政治經濟・法學・文學・教育・理工・萬學の六學部、第二學部には、政治經濟・法學・文學・理工・商學の五學部をおくことになつた。そして新制の學部及び高等學校（高等學院）は、制度としては新に設置されたものであつて、既存のもの組織の變更とみるべきものではない。舊制の學部は、昭和二十四年度以降は學生を募集しない方針をとり、新制學部については、第一學年から第三學年までの課程をもつて發足することとし、學部は暫時新舊二本建て進むことになつた。そして舊高等學院の一、二、三年の修了者は、それぞれ新制學年の一、二、三年に編入し、これによつて舊制高等學院は廢止された。なお專門部及び專門學校の第一學年生は、新制學部發足の曉にはその第一學年に編入する條件で入學を許可してあつたので、その修了者は高等學院の第一學年修了者と同様に學部の一年に移行させた。しかし第二學年修了者と卒業生は、當初から學部への進學を豫想したものではないので、一定の基準を定め、志望者について選考の上をそれぞれ第二學年及び第三學年への移行編入を認め、殘存者については專門部または專門學校の課程を繼續することにした。もつとも授業については、原則として學部の該當科目の授業を聽講させる方法がとられた。

新制學部の目立つ特徴としては、(1)專門科目の偏重をさけ、相當廣範圍に一般教養科目が配置されたこと、(2)學生の自學自

習を重んじ、一時間の講義に對し二時間の準備時間を與えらるゝ
 いう構想に立脚して、學生の履修すべき單位數を限定したこと、
 (3)單位制を徹底したこと、(4)正規の科目として體育に關する學
 科及び實技が加えられ、すべての學生がこれを履修しなければ
 ならないようになったことなどがあげられる。

新制學部については、學科課程、教授の組織、設備及び諸施
 設等について基準が設けられ、大學設置審議會の嚴密な審査を
 經た上でこれを認可する仕組みになつてあるが、本大學の各學部
 はこの審査を無條件で通過した。無條件通過は、國・公・私立
 の大學を通して他に餘りないことであり、このことは銘記
 に値いする。法學部の左記の學科配當は、むろん前記の大學基
 準に準據したものであるが、ここで一言しておきたいことは、

第一法學部學科配當

第一年度

(二七、四、八現在)

學科	科目	時數	組數	單位	擔當教員
第一外國語	英	4	1	4	石井、内山、植木、齊藤、椎名、千葉、山縣、渡邊
	獨	4	1	4	
選擇必修	佛	4	1	4	浦上、青柳
第二外國語	英	4	1	4	數江、琴尾
	英	4	1	4	植木、酒井

大學基準によると、學生の履修すべき單位は、體育の四單位を
 ふくめて一二四單位以上になつてゐるに對して、わが法學部で
 は一二八單位以上と定めたことである。兩者の開きはわずかに
 四單位であり、これを他の大學に比べると、たしかに學生の負
 擔がすくないようにみえる。しかし前にも指摘したように新制
 大學においては、講義一時間に對し準備時間二時間を與えて學
 生をして十分に自學自習させることを理想とするものであり、
 大學基準の一二四單位もこの構想の上に立つたものであり、従つ
 て履修單位を徒に増加することは、新制度の精神に背致するも
 のといわなければならない。なおこの關連においては、學生讀
 書室の施設が講義の聽講また復習のために設けられていること
 を考慮に入れるべきであらう。

一 般 教 育 科 目					外 國															
選 擇 必 修	三 科 目	自 然 科 學 系	選 擇 必 修	二 科 目	社 會 科 學 系	選 擇 必 修	一ヶ國語													
物 理 學	生 物 學	數 學	人 類 學	自 然 科 學 論	政 治 學	經 濟 學	法 學	國 語 學	歷 史 學	文 學 概 論	人 文 地 理 學	哲 學	佛 語 (初級)	獨 語 (初級)	佛 語 (初級)	中 國 語 (初級)	露 語 (初級)	獨 語 (中級)	佛 語 (中級)	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4
2	2	2	2	3	②	②	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2
篠崎	向坂	服部	西村	服部(三組)、松原(一組)	吉村	酒枝	一又(前期)、外岡(後期)	加藤	深谷	本間	中島	樫山	村上	川原	ブブノワ、宮坂	寶藤	數江(8)、町田(8)	岡田(8)、川原(8)		

體
育
2

第 二 年 度

學 科 目	專 門 科 目		外 國 語					人 文 科 學 系	
	無 選 擇	必 修	第 一 外 國 語	一 ヶ 國 語	選 擇 必 修	英 獨 佛	第 二 外 國 語		一 ヶ 國 語
憲 法	1	2	英 語	獨 語	佛 語	英 語	獨 語	佛 語	中 國 語
民 法 一 部	2	1	英 語	獨 語	佛 語	英 語	獨 語	佛 語	中 國 語
民 法 三 部	1	2	英 語	獨 語	佛 語	英 語	獨 語	佛 語	中 國 語
商 法 一 部	2	2	英 語	獨 語	佛 語	英 語	獨 語	佛 語	中 國 語
刑 法	2	2	英 語	獨 語	佛 語	英 語	獨 語	佛 語	中 國 語
時 數	2	2	4	4	4	2	2	2	2
組 數	2	1	1	1	1	1	1	3	3
單 位	4	2	4	4	4	2	2	2	2
擔 當 教 員 (五十音順)	有倉、鶴飼 中村(宗) 外岡	大濱、星川 江家、齊藤	安部、石井、内山、植木、工藤、酒井、齊藤、千葉、山縣、渡 浦上、青柳 町田、鷺尾	木村、齊藤 浦上(一組)、岡田(三組) 敦江(一組)、村上(三組) 實藤 宮坂	伊藤				

終戦前後十年の回顧

第三年度

科	目						學科	目	時數	組數	單位	損當員
	選 拔 必 修	一 科 目	外 國 法	必 修	無 選 擇	民 法 二 部						
比較憲法	佛	獨	英 米	行 政 法	刑 訴 法	民 訴 法	商 法 二 部	民 法 二 部	2	2	4	大西(一政に合併)
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	戒能、大場 大濱、大野 中村(宗) 江家、齊藤 有倉
①	1	1	1	1	2	1	2	2	1	1	4	岩野 水田 一又
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	

一般教育科目					
選 擇 必 修	一 科 目	社 會 科 學 系	選 擇 必 修	一 科 目	論 理 學
統 計 學	社 會 學	統 計 學	漢 文	宗 教 學	論 理 學
2	2	2	2	2	2
①	1	1	①	1	1
2	4	4	2	4	4
保田(一政に合併) 鈴木 工藤 仁戸田 (教育學部に合併)					

目		學科				時數	組數	單位	擔當教員 (五十音順)
外國法	必 修	無 選 擇	民法	國際法	三部				
一 科 目	英 米 法	法 哲 學	勞 働 法	國 際 法	民 法	2	1	4	外岡(二七年度限一時間授業) 一又 松岡 和田
2	2	2	2	2	2	1	4	內田 小泉	

第 四 年 度

專 門		選 擇 必 修		三 科 目					
商 法 (海商 保險)	刑 法 (各論)	民 法 (各 論)	外 國 書 研 究	法 學 演 習	政 學 學 原 論	社 會 思 想 史	外 交 史	金 融 論	財 政 學
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
1	1	1	6	4	1	1	1	1	1
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
星川	齊藤	野村	(英)一又、工藤、(獨)潮見、(佛)山之内、(華)實藤、(露)平竹	小泉、杉山、高島、外岡	堀	平井	入江	高垣	時子山

科 門 專											選擇必修						
四 科 目																	
選 擇											佛						
必 修												法					
民法(相續法)	行政法(各論)	民法(擔保物權)	民法(上訴以後)	外國書研究	法學演習	社會政策	經濟政策	刑事政策	自治行政	破産法	國際私法		法史學	明治法制史	2	1	4
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	4	中村(吉)(二七年度休講)
1	1	1	1	6	4	①	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	戶倉
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	池原
二十八年度ヨリ	國井	高根	高橋	(英)工藤、水田、(獨)喜多村、(佛)山之内、(華)實藤、(露)平竹	高野、林、星川、松本	平田(一政に合併)	北澤	高橋	藤田	柳川	池原	戶倉	中村(吉)(二七年度休講)	4	4	4	藤田

備考 一、組數欄に○をもつて圍む科目は二組合併或は他學部授業に合併を示す

第一 法學部 案内

一、卒業するには四ヶ年または五ヶ年以上在學し、所定の科目について二三六單位(別に體育四單位)を取得しなければならぬ。

一、單位の計算は毎週一時間の授業で十五週間續ければ一單位を與へられるが外國語に於ては毎週四時間の授業で一ヶ年

(三〇週間)繼續すれば四單位が與へられその他の科目については毎週二時間の授業で四單位となる。たゞし外國語に於ては二時間の授業に對して一時間の自習が、その他の學科においては一時間の講義に對して二時間の自習が豫想されてゐる。

一、一、二、三、六單位を四ヶ年で履修するとすれば毎年平均して三四單位履修することになる。新制大學は單位制であるが當第一法學部は便宜上四學年に分け學科を配當してある、毎年三四單位つゞ履修すれば卒業出來得るが法學部では最高履修單位を一、二年度生は四〇單位、三、四學年では四八單位迄履修することを認めている。だからと云つて毎年四〇〜四八單位を履修して四ヶ年未滿で卒業することは認められない。

一、學科は、第一學年には外國語及教育科目をのみ第二學年には外國語、教育科目の外若干の専門科目を、第三、四學年には専門科目(専門必修科目専門選擇科目)をのみ配當してある。

第二法學部學科配當

第一年度

(二七、四、一四現在)

學科		時數		組數		單位		擔當教員	
外國語	第一外國語	4	4	1	1	4	4	石井、工藤、酒井、千葉、松田、岩田、内山、木村、齋藤(數)、椎名、山縣	
	一ヶ國語	4	4	1	1	4	4	浦上、岡田 數江、町田	
外國語	第二外國語	4	4	5	5	4	4	今西、岡村 浦上、岡田、米田、杉野、御牧、加藤(經)	
	一ヶ國語	4	4	1	5	4	4	數江、町田、大澤、室 佐藤、龜井	
選擇必修		4	4	4	4	4	4		
露									
佛									
英									

終戦前後十年の回顧

體 育	教 育 科 目										中							
	選 擇 必 修	二 科 目	自 然 科 學 系	選 擇 必 修	二 科 目	人 文 科 學 系	選 擇 必 修	二 科 目	社 會 科 學 系	選 擇 必 修								
講 義	人 類 學	生 物 學	自 然 科 學 論	數 學	漢 文 學	文 論 理	哲 學	心 理 學	歷 史 學	國 語 學	社 會 學	統 計 學	政 治 學	經 濟 學	法 學			
	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4		
	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1		
2	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	西 村	向 坂	服 部、 渡部	服 部、 江袋	大 矢根、 近藤、 大野 (二文と合併)	岡 澤	渡 利	安 部	新 美	深 谷	木 内 (二政と合併)	加 藤	鈴 木	保 田 (二政と合併)	後 藤	酒 枝	楠 本、 高野	實 藤

第二年度

實	技	1
---	---	---

學科	外國語		目					時數	組數	單位	擔當教員
	第一外國語 一ヶ國語 選擇必修	第二外國語 一ヶ國語 選擇必修	英	獨	佛	露	中				
國語學	英獨佛	英獨佛	4	4	4	4	4	2	4	4	加藤(詳)
社會科學系 一科目 選擇必修	英獨佛	英獨佛	4	4	4	4	4	2	4	4	加藤(詳)
法學	英獨佛	英獨佛	4	4	4	4	4	2	4	4	楠本、高野
經濟學	英獨佛	英獨佛	4	4	4	4	4	2	4	4	酒枝
政治學	英獨佛	英獨佛	4	4	4	4	4	2	4	4	後藤
統計學	英獨佛	英獨佛	4	4	4	4	4	2	4	4	保田(二政と合併)
社會學	英獨佛	英獨佛	4	4	4	4	4	2	4	4	鈴木

終戦前後十年の回顧

		専門科目		教 育 科												
第 三 年 度	體 育	必 修	無 選 擇	選 擇 必 修	一 科 目	自 然 科 學 系	選 擇 必 修	一 科 目	人 文 科 學 系							
	實 技	刑 法	商 法	民 法	民 法	憲 法	人 類 學	生 物 學	自 然 科 學 論	漢 文 學	文 論 學	哲 理 學	心 理 學	歷 史 學	人 文 地 理 學	
		2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		1	2	1	1	1	1	3	3	3	1	1	1	1	1	
	1	4	4	2	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	
		齊藤(金)	大野、星川	外岡	中村(宗)	有倉	西村	向坂	服部、渡部	服部、江袋	大矢根、近藤、大野(三文と合併)					木内(三政と合併)

專 門 科 目										學 科											
選 擇 必 修					二 科 目					一 科 目			無 選 擇		必 修		學 科 目	時 數	組 數	單 位	擔 當 教 員
外 國 書 研 究	社 會 思 想	政 治 思 想	外 交 史	金 融 論	財 政 學	法 學 演 習	商 法 (海 商 保 險)	刑 法 各 論	民 法 契 約 各 論	獨 法	佛 法	英 米 法	刑 事 訴 訟 法	民 事 訴 訟 法	商 法 二 部	民 法 二 部					
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
3	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1				
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
大野、工藤、潮見	平井	松平	入江	中村(佐) (三政と合併)	時子山 (三政と合併)	潮見、高島、林、岸	星川	江家	戒能	中村(英)	柳川	田中、楠本	岸	中村(宗)	大嶺、星川	藥師寺	有倉				

終戦前後十年の回顧

終戦前後十年の回顧
 第 四 年 度

專 門 科 目										學 科 目		時數	組數	單位	擔 當 教 員		
選 擇 必 修					三 科 目					一 科 目						必 無 選 擇 修	
法 學 演 習	社 會 政 策	刑 事 政 策	自 治 政 策	破 産 法	國 際 私 法	明 治 法 制 史	法 制 史	民 事 訴 訟 法	民 法 擔 保 物 權	行 政 法 各 論	獨 法	佛 法	英 米 法	法 哲 學	勞 働 法	國 際 法	民 法 三 部
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
高野、小泉	平田（三政と合併）	高橋	藤田	柳川	池原	中村（吉） （本年度休講）	久保	高根	大場	國井	潮見	柳川	水田、楠本	和田	沼田	一又	外岡（三十七年度限り）

第二法 學部 學習 案 內

一、卒業するには四ヶ年または五ヶ年以上在學し、所定の科目について一三六單位（内四單位は體育）を履修しなければならない。

一、在學四ヶ年で卒業するには、四ヶ年を通じて四時から授業に出席し、且つ、休暇中に少くとも五週間にわたる授業を受けなければならない。この條件に該當しない者は在學年限五ヶ年以上を必要とする。

一、單位の計算は、外國語においては毎週四時間の授業で一ヶ年（休暇を除き）繼續すれば四單位となり、その他の學科においては毎週二時間の授業で一ヶ年（休暇を除き）繼續すれば四單位となる。ただし、外國語においては二時間の授業に對して一時間の自習が、その他の學科においては一時間の講義に對して二時間の自習が豫想されていることを注意しなければならない。

從て、いずれの科目でも、授業と自習の時間を合せて毎週三時間一五週の學習が一單位ということになり、夜間學生が在學四ヶ年で卒業するために特別な條件を必要とすることになつたゆえんである。

一、一三六單位を四ヶ年で履修するとすれば、平均して毎年三四單位づつ履修することになる。新制大學は單位制であるが、便宜上四學年に分けて學科を配當してある。學年諸君は各自の都合によつて必ずしも毎年三四單位づつ履修することができないかも知れないが、また、年によつては三四單位以上履修することができるかも知れない。しかし、授業と自習の時間を合せて毎週三時間一五週の學習が一單位という、單位制の趣旨からいつて、一ヶ年三〇週で履修しうる單位數にはおのずから限度があることになるのであらう。

要するに、四ヶ年または五ヶ年以上在學して、一三六單位を履修した者が卒業して學士となる。

一、學科は、第一學年には教育科目のみ、第二學年には教育科目のほか若干の専門科目を、第三・四學年には専門科目のみを配當してある。體育は第一・二學年において履修する。

一、履修すべき學科の大部分は所定の範圍内で學生諸君をして各自選擇せしめることになつてゐるが、各學科目とも擔任教員および教室の關係から收容しうる學生數に限度があり、從つて、選擇申出がその限度に達したときにはその後の選

擇申出を縮切らなければならぬこともある。このような場合には、自分の希望する學科目を、少くともその年度において、選擇しえないことになり、他の學科目を選ぶか、または、翌年度に期するか、しなければならぬであらう。

一、なお、出席日數三分の二に満たない者は單位を與えられないことになつてゐるから、注意されたい。

終戦後の學制改革は、早稲田大學がその眞價を世に問うのに絶好の機會であつたが、とにかくその地位と名聲が飛躍的に高まつたことは争えない。このことは、新制學部の發足後、入學志願者が他の諸大學に比較して壓倒的に激増しつつあることによつても、これをうかがうことができよう。ちなみに新制學部發足後の第一法學部の入學志願者数を示せば、學生定員四〇〇名に對し、昭和二五年二七三七名、二六年四〇四三名、二七年七八二七名と、飛躍的に増加の一途を辿つてゐる。

三、新制大學院の開設

新制の大學院に修士課程と博士課程とがあることは、あまねく人の知る通りであるが、博士課程の基準は、いまなお文部省における大學設置審議會において審議の途上にあるにすぎないが、本大學は、昭和二十八年四月からこの課程を開設する計画で、特別の委員會を設けて目下その具體案の作成中である。

修士課程は、すでに昭和二十六年四月に開設されたが、この課程は、學部における一般的並びに専門的基礎の上に廣い視野に立つて専門分野を研究し、精深な學識と研究能力を有する者の

養成を目的とするものである。修士課程の在方については、いまなお論議がなされているが、大學設置審議會の採擇した基準は、これを學部の延長とせず、少數精英主義の上に立つて、ひとえに研究者の養成を目標としている。そこで入學者の素質についても嚴選主義がとられ、同時に收容定員についても擔當教員が十分に指導しうることを目標とし、専修科目の指導教授一人について十人を超えてはならないと定められた。

修士課程の修業年限の一般基準は一年以上と定められているが、本大學において程度を高めるために、これを二年以上と定めた。大學院における擔任教授の資格要件については、大學院の性格上高い基準が定められ、しかもその審査もきわめて嚴格である。大學院の科目には、専修科目 (major) と、特修科目 (minor) との區別がある。専修科目は、學生についていへばその専攻しようとする科目であり、さらにこれを教授の側からいへば、指導教授が二年間を通じて講義及び演習を擔當する科目のことであつて、このほかの科目が特修科目にほかならない。専修科目の擔當者は専任の教授に限られる上に、その研究業績及び教職歴についても嚴格な基準が設けられているが、幸にわ

が法學部においては、十一人の教授が専修科目の指導教授の認可を受けた。學生定員は、この専修科目の指導教授一人について十人を限度とするものであり、そこで法學研究科の總定員は一學年百十人と定められた。大學院の入學志願者は、いまのところさほど多くはない。おそらくは、大學院に對する認識が一般に普及徹底せず、またその卒業生に對する評價が定まらないことにもよるのである。ところで、素質の低下はこれをさげなければならぬので、わが法學研究科においては、必ずしも定員を満すことを努めず、むしろ嚴選主義をとり、昭和二十六年度においては六十四名、同二十七年においては五十九名に對

して入學を許可した。研究科には、さらに各系統の科目について専攻部門をおくことができる。しかし各専攻については、少くとも前述の専修科目の指導教授二人以上がなければならぬことになつてゐる。そこで、法學研究科においては、さしあたり民事法學専攻、公法學専攻及び基礎法學専攻の三部門をおくことにした。教授陣容の充實に伴い、さらに分化が行われなければならないことはいうまでもない。ともあれ、法學研究科の學科課程及び履修方法は次の通りである。

大學院法學研究科(修士課程)

(二七・四・一〇現在)

專門課程名	學科目	講義		擔任教員	授業時間 十五週單位	每週授 業時間	單位		備考
		講義(一)	講義(二)				第一年度	第二年度	
民事法學 專攻	○民 法 研 究	講義(一)	講義(二)	一部 戒 能	二	二	四	四	○印は專 修科目を 示す
		同(一)	同(二)	二部 外 岡	二	四		八	
		演習(一)	演習(二)		二	四		八	
		同(一)	同(二)		二	二		四	
		講義(一)	講義(二)	一部	二	二	四	四	

○國際法研究		○刑法研究				小計	○國際私法研究	○破産法研究	○強制執行法研究	○勞働法研究		○民事訴訟法研究		○商法研究		
		同(二)	演習(一)	同(二)	講義(一)					同	講義	演習	講義	同(二)	演習(一)	同(二)
一	又	二部 齊藤		一部 江家			江川	中村(宗)	田中	野村	中村(宗)	中村(宗)	二部 大野		大濱	
二		二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
二		四	四	二	二	二	二	二	四	二	四	二	四	四	二	
四				四	四	三六	四	四	四		四	四			四	
		八	八			四八				八	八		八	八		
四		八	八	四	四	八四	四	四	四	八	四	八	四	八	四	

基礎法學
專攻

法 社 會 學 研 究	英 米 商 法 研 究	英 米 刑 事 法 研 究	○比較法學研究		○法哲學研究		小 計	刑 事 政 策 研 究	刑 事 訴 訟 法 研 究	行 政 法 研 究		憲 法 研 究		比 較 憲 法 研 究	
			演 習	講 義	演 習	講 義				演 習	講 義	同	同	演 習	講 義
戒 能	大 濱	江 家	水 田	水 田	和 田	和 田		齊 藤	小 泉	佐 藤	田 上	有 倉	鶴 飼	大 西	一 又
二	二	二	二	二	二	二		二	二	二	二	二	二	二	二
	二	二	四	二	四	二		二	二	二	二	二	二	二	四
		四		四		四	二 八		四		四		四	四	
四	四		八		八		三 六	四		四		四			八
四	四	四	八	四	八	四	六 四	四	四	四	四	四	四	四	八

法	史	學	研	究	講	義	久	保	二	二	四	四
小	計						一六	二四	四〇			
合	計						八〇	一〇八	一八八			

(一) 法學研究科においては二年以上在學して三六單位を修得し、且つ修士論文を提出するものとする。
履修方法は次の通りとする。

民事法學專攻、公法學專攻及び基礎法學專攻の三専門課程中所屬の専門課程の専修科目から一二單位（講義四單位、演習八單位）を選択必修する。

右専修科目の外に所屬専門課程の學科目の内専修科目又は特修科目の中から一二單位を選択履修する。

但し、専修科目については講義四單位、演習四單位に限り選擇履修することができる。

殘餘の一二單位は他の専門課程又は他の研究科の學科目の中から選擇履修する。

(二) 履修單位取得の方法

第一年度 二〇單位—二四單位

第二年度 一六單位—二二單位

備考

各専門課程の學科目を左の二種とする。

専修科目—指導教授が二年間を通じて講義及び演習を擔當する科目（但し、演習八單位のうち四單位は論文の指導とする）

特修科目—専修科目以外の科目

四、教授の陣容

大正九年本大學が大學令による大學に昇格した際、大學當局の間に、法學部を政治經濟學部に吸収してその一學科にしようとして企てられたことがあつたが、幸に寺尾、中村(萬吉)、遊佐の二教授の努力によつてこの計画は遂に放棄された。この経緯については、五十周年記念號に寺尾教授によつて詳細に記述されているが、大學の當局が法學部の廢止を考えたのは、當時法學部には、專任教授があまりにすくなかつたことによるものである。そこで、當時法學部の中樞であつた前記三教授は、銳意專任教授の養成に努められた。今日わが法學部が學園の内外を通じて最も教授陣容の充實した學部と云われようになつたのは、ひとえに三教授の苦心の賜物といふべきであらう。しかしこの三元老は、中村萬吉(昭和十三年五月二十四日)、寺尾元彦(昭和十七年六月八日)、遊佐慶夫(昭和十九年十一月十七日)の順に病歿され、さらに國際私法專攻の高井忠夫(昭和十六年三月三十一日退職)、商法專攻の長場正利(昭和十九年四月十八日病歿)金澤理康(昭和二十二年一月十七日病歿)及中村彌三(昭和二十二年五月十八日教職適格審査の結果による退職)等の有力教授を失つたことはまことに遺憾である。短期間内に七人の元老または中堅教授を失つたにもかかわらず、前述のように最も教授陣容の充實した學部としての名聲をかちえている

が、しかしこの關連において一つ氣にかかることがある。支那事變から太平洋戰爭を通じての約十年間研究者を養成することができなかつたことがそれである。當時の情勢上やむを得ないことではあるが、これはなんといつても大きなブランクであり、何時かはこの穴が表面に現われるのではないかと、われわれを悩ましてゐる。

教授陣容に關して是非記録しておきたいことは、學制の改革に伴う教授會の構成の變化についてである。舊制學部時代は、法學部の教授といえば法律學の専門家はかりであり、従つて教授會も同質的の構成であつた。ところが新制學部では、多數の一般教養科目が配置される結果、その擔任教員の配屬をどうするかが新たな問題として提起された。この點につき一部の國立大學にみられるように、別に教養學部または教養課程を設けて人事を専門課程と劃然區別する建前をとつてゐる大學もあるが本大學においては新制大學の本質に即して教養科目の擔當者も各學部に分屬する方針が採用された。従つて教授會も専門科目の擔任者と一般教養科目の擔當者の合同會議となるにいたつた。ちなみに、現在法學部の專任教員は専門科目の教授十三名、助教四名、專任講師三名、一般教養科目の教授十一名、助教一名、專任講師四名の合計三十六名である。なおこのほかに、助手五名特別研究生三名及び副手十九名がある。

五、學界の民主化と法學部教授の活躍

終戦後の諸改革は、民主革命とよばれているが、民主主義は單に政治の原理にとどまらず、その根柢においては生活そのものの原理である。學界もまた民主主義の原理によつて再編成されたが、この面で特に目立つことは、日本學術會議の成立と全國的規模の各種學會の組織である。日本學士院（舊名帝國學士院）の沿革は、相當に古い。その會員になることは學者の最高の名譽といふべきものであるが、しかし私立大學の學者に對してはほとんど扉が閉ざされていたといつても決して過言でない。また學術研究會議と稱する組織があつたが、これもほとんど國立大學の獨占物の觀があり、ほんの申譯的に數名の早慶の教授が叫ばれ、遂に昭和二十三年日本學術會議法の制定をみるにいたつた。これによつて學士院も日本學術會議の中に織込まれ、そして會員も學術會議の總會における投票によつてこれを決定することになつたが、中村宗雄教授は新しい制度による最初の機會に學士院會員の榮譽をえられた。學術會議は學問の分野によつて七つの部に分け、法律學及び政治學はその第二部に屬する。會員は各部三十七名であり、有權者名簿に登録された全國の科學者の直接の投票される第二回の選舉は、昭和二十三年十二月に施行されたが、その結果わが法學部からは、中村宗雄、

大濱信泉、和田小次郎の三教授第一期の會員に當選し、さらに部員の投票の結果大濱教授は第二部副部長、和田教授はその幹事になつた。會員の任期は本來は三年であるが、第一期の會員については二年と定められており、そこで昭和二十五年十二月に第二回の選舉が行われたが、前記の三教授は再選され、さらに中村教授は第二部長に、和田教授は幹事に當選された。

從來法律學及び政治學の分野には、國際法學會、民事訴訟法學會等の少數の例外を除き、全國的規模の學會の組織がなかつた。しかも官學と私學の間の溝に深く、また各大學間のしきりも高く、全く群雄割據の觀があつた。しかし終戦後は、各部門ごとに、官、私の別、大學差を超越して全國的規模をもつて學會が組織され、學界全般に風通しがよくなつた。現在法律學政治學の分野に屬する學會は十六を數えているが、わが法學部の教授はこれらのほとんど全部の學會に加入し、さらに理事または監事となつてその運営にも主役を演じている。なおこれらの諸學會相互の連絡をはかり併せて外國の學界との交歡に資するために、昭和二十四年十一月法律學政治學會連合が組織され、大濱、中村の兩教授は相次いでその理事長となり、和田教授はその創立以來監事として活躍している。

六、早稻田法學・早稻田法學會誌その他

法學部教授の研究發表機關として大正十一年に創刊された早

稲田法學は、大論文集の體裁で年二卷または二年に三卷の割合で刊行を續けて來たが、戰爭の進展に伴い戰爭に直接關係のない出版はほとんど不可能の狀態になつたので、昭和十年寺尾元彦博士追悼記念論文集（第二十二卷）を最後に、その續刊を中止するのやむなきにいたつた。終戦後用紙の拂底印刷事情の窮迫等出版界にはいく多の悪條件が山積していたが、いろいろ苦心努力の結果、昭和二十三年の三月（第二十三卷）から漸く復刊することができた。學術雜誌としては、最も早く復興した方である。

早稲田法學は、雜誌というよりはむしろ數百頁に及ぶ大論文集の體裁を備えた關係上、いきおいその刊行の間隔も長くなり、むろんそれにもそれなりの特徴があつたが、しかしその時々々の研究の成果を發表する機關としては不便が伴う。そこで復刊に際しては、方針を變更し、普通の専門雜誌の體裁で年四回刊行することにした。なお早稲田法學のいま一つの特色は横組になつてゐる點にあつたが、この點も復刊號からこれを縦組に變更した。

法學部教授の陣容には、法律學の教授のほかに、多數の一般教養科目の擔任者がある。しかし傳統の早稲田法學は純粹の法學専門雜誌であるので、教養科目の擔任者の研究發表機關としては、別にこれを考えなければならぬ。そこで早稲田法學會は、昭和二十五年から「早稲田法學會誌」の刊行を企てた。こ

れには、教養科目擔任教員の研究論文のほか、學生の優秀論文をも掲載することとし、年一回刊行の方針であり、今回の七十年記念號をもつて、第三卷の號を重ねることになつた。

なお前には法學部の學生専用の「法學部會誌」、専門部法律科には「法の友」があつたが、いずれも戰爭中に中止された。もつとも法學部會誌は、終戦後學友會誌と改題して復刊されたが、いまのところ定期的に刊行するにはいたつてゐない。